

要保存

P T A 会 則

(令和4年3月14日改正版)

練馬区立豊溪小学校 PTA

P T A 会 則
＝練馬区立豊溪小学校 PTA 会則＝

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、練馬区立豊溪小学校 PTA と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と学校とが協力して、下記の諸活動を行う。

- 1) 家庭と学校が一体となって、人間性豊かな児童の育成に努める。
- 2) 地域社会と密接な連携を図り、児童の健全育成に努める。
- 3) 会員相互の社会教育の一環として、生涯学習の推進に努める。

第3章 方針

第3条 本会は前項の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

- 1) 本会は教育を本旨とする民主的な団体として活動し、他からの支配・統制・干渉を受けない。
- 2) 特定の政党や宗教に関係したり、営利的行為や政治的活動は行わない。
- 3) 学校の人事および管理に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者および本校の教員・職員とする。

本会への加入は任意とする。なお、保護者が本会の会員か否かにかかわらず、本校に在籍する児童は全員、平等の権利を持ち、本会は全児童に対し同一の対応を行う。本会は練馬区小学校 PTA 連合協議会の会員となり、小学校 PTA 協議会互助会の団体保険に加入となる。

1) 入会

入会は所定の書類および会費の提出をもって入会とする。
世帯単位での入会とし、在籍する児童の人数は問わない。
退会の申し出のない限り、世帯の最年少児童の卒業まで自動継続とする。

2) 退会

退会を希望する場合、本会への申し出により退会できる。
次のいずれか該当する場合、自動退会となる。
・在籍する児童(複数いる場合は世帯の最年少児童)が卒業したとき。
・在籍する児童(複数いる場合は全員)が転出したとき。
退会については、時期を問わず、如何なる理由であっても会費の返還はしない。
本会は退会した会員の個人情報を削除する。

第5章 役員および会計監査の人数と任務

第5条 本会の役員および会計監査は次の通りである。

- 1) 会長1名(保護者)、副会長4名(保護者3名、副校長)、
庶務若干名(教員1名を含む)、会計3名(保護者2名、教職員1名)、
会計監査2名(保護者2名)
- 2) 役員は、他の役員・会計監査および常置委員の委員を兼ねることができない。

第6条 本会の役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- 1) 会 長は ①会を代表し会務を総括する。
②総会・役員会・運営委員会などを招集する。
③すべての会議に出席して意見を述べる事ができる。
- 2) 副会長は ①会長を補佐する。
②会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 庶 務は ①総会・運営委員会・役員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する。
②記録・通信などの書類を発送、保管する。
③その他会長の指示を受けて本会の職務を行う。
- 4) 会 計は ①総会で決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。
②会計処理について会計監査委員の会計監査を経て5月の総会で本決算報告を行う。
③本会の財産を管理し財産目録の加除、保管をする。
- 5) 会計監査は①本会の経理を監査し、総会に監査結果を報告する。
②必要に応じて随時会計監査を行うことができる。

第6章 役員および会計監査の選出と任期

第7条 本会役員および会計監査の選出方法は次の通りとする。

- 1) 会長・副会長・庶務・会計・会計監査は、役員選考委員会で候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2) 教職員の役員については、役員選考委員会の議を経ないで学校側に選出を一任する。

第8条 本会役員の任期は次の通りとする。

- 1) 会長の任期は1年とし、再選は2年を限度とする。
- 2) 会長以外の役員の任期は1年とし再選も1年とする。なお、補欠候補の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会に運営委員会の議決により顧問、相談役を置くことができる。

第7章 役員選考委員会

第10条 本会の役員候補者を選出するために、役員候補者選考委員会を置く。(以下、選考委員会という)

第11条 選考委員会は、各学級より選出された1名および教職員1名、役員2名により構成される。

第12条 正副委員長は、選考委員の互選により決定する。

第13条 委員長は、選考委員会を招集し協議の上、役員候補者の氏名を総会の前に全会員に知らせるものとする。

第14条 選考委員会は、総会において新役員が承認され、その任務が終了した時に解任される。

第8章 総会

第15条 総会は、原則として年2回開き、決算および事業報告の承認・新役員の承認・予算および事業計画案の審議決定をする。また、会員1/3以上の要請がある時は、臨時総会を開くことができる。

第16条 総会は委任状を含めて会員の過半数により成立する。

第17条 総会の議事は出席者の過半数の賛同を得て議決される。

第9章 運営委員会

第18条 運営委員会は、役員・校長・校外委員会の正副委員長・各学級の代表および臨時委員会がある場合は、その正副委員長をもって構成される。

第19条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に開催する。

第20条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決める。

第21条 運営委員会は、この会則に定める機関の権限以外の会務を処理し、かつ各機関の連絡調整を図って年間計画と予算を立て、また、総会に提出する議案を作成する。

第10章 役員会

第22条 役員会は第5章 第5条 1)に示す者と校長とで構成される。

第23条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

第24条 役員会は第5章 第6条に規定された任務のそれぞれについて、連絡調整を図るとともに運営委員会の議案などについて審議する。

第25条 役員会は総会・運営委員会などの決定に基づく会務の処理および総会・運営委員会の任務・権限を犯さない範囲内で、審議にかかる必要がないと認められる事項の処理をする。

第11章 常置委員会等

第26条 本会の活動を円滑に遂行するために校外委員会、学年委員会の2つの常置委員会を設置する。

第 27 条 常置委員会の新設およびその改廃については、運営委員会において審議し、総会において決議される。

第 28 条 学年委員会は各学級より2名を選出し、その選出された委員により構成される。
校外委員会は地区子ども会単位ごとに選出された委員によって構成される。

第 29 条 校外委員会の委員長(保護者1名)および副委員長(保護者1名、教職員1名)は、それぞれの委員の互選により選出する。

第 30 条 常置委員会の他に、運営委員会が必要と認めた場合は、臨時の委員会を置くことができる。

第 31 条 常置委員会の行事・活動計画・予算については運営委員会で全体調整する。

第 32 条 本会主催の学級会は、随時これを開くことができる。

第 12 章 会費および会計

第 33 条 本会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもってあてる。

第 34 条 会費は3月の総会で決定する。

第 35 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 13 章 慶弔その他

第 36 条 別に定める内規による。

第 37 条 その他の場合については必要に応じ役員会の議を経て決定する。

第 14 章 個人情報の保護

第 38 条 PTA 活動に推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理について、個人情報取扱規定を別に定める。

第 15 章 改正

第 39 条 本会の会則の改正は総会において出席者の過半数の賛同を得て改正される。

第 40 条 会則を改正した場合は速やかに全員に知らせる。

第 41 条 改正された会則は総会で決定された日より施行される。

この会則は、平成2年5月25日より施行する。

1. 平成9年5月27日改正
2. 平成11年2月16日改正
3. 平成13年3月8日改正
4. 平成29年3月14日改正
5. 平成30年3月12日改正
6. 令和4年3月14日改正

PTA 慶弔内規

練馬区立豊溪小学校 PTA 会則 第 13 章 第 36 条および第 37 条に規定する慶弔その他について、内規を次のように定める。

- 1) 会員(保護者)死亡の場合は、香典5000円を供する。
- 2) 児童死亡の場合は、香典10000円を供する。
他に、学級児童1人300円以内で児童の香典としてもよい。
- 3) 教職員およびその家族死亡の場合
 - (1) 本人死亡の場合は、香典5000円を供する。
他に、学級児童1人300円以内で児童の香典としてもよい。
 - (2) 家族(本人の配偶者および直系一等親の親族[両親・子]、配偶者の両親は同居の場合のみ)死亡の場合は、香典3000円を供する。
- 4) 教職員病気(1ヶ月以上の傷病欠勤)の場合は、見舞金として3000円を贈る。
- 5) 教職員結婚の場合は、祝い金として5000円を贈る。
- 6) 教職員転退職の場合は、記念品を贈る。
- 7) この他、社会通念上必要と認められるときは、役員会の協議により決定する。

この内規は、平成元年5月24日より施行する。

1. 平成9年5月27日改定
2. 平成29年3月14日改定

豊溪小学校 PTA 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この規定は豊溪小学校 PTA(以下、「本会」という。)が個人情報の取扱事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(守秘義務)

第3条 本会の活動に従事する者また従事していた者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(規定の周知)

第4条 本会は、この規定を総会資料または配布等により少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は次の通りとする。

- 1) 本会は、個人情報を収集する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。
- 2) 本会が会員から取得する個人情報は、児童(生徒)及び保護者の氏名、学年、学級、電話番号、メールアドレスのほか、各種名簿の作成に必要な事項で本会の役員会で決定した事項とする。

(同意の取消し)

第6条 同意の取り消しは次の通りとする。

- 1) 会員は、本会に対し個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別または全ての項目について同意を取消することができる。
- 2) 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。

(個人情報の利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のため利用する。

- 1) 会員名簿、委員会名簿をはじめとする各種名簿の作成
- 2) 会費の集金、管理、その他の文書の送付

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の提供等)

第9条 本会および会員は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 3) 公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合
- 4) 国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行する事に対し、協力する必要がある場合

第10条 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目に記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。

- 1) 第三者の氏名
- 2) 提供する対象者の氏名
- 3) 提供する情報の項目
- 4) 対象者の同意を得ている旨

第11条 本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、次の項目について確認を行わなければならない。

- 1) 第三者の氏名
- 2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3) 提供を受ける対象者の氏名
- 4) 提供を受ける情報の項目
- 5) 対象者の同意を得ている旨

(個人情報の管理)

第12条 個人情報の管理は次の通りとする。

- 1) 本会が取得した個人情報は、会長または副会長・副校長が適正に管理する。
- 2) 不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の保管・持ち出し等)

第13条 個人情報の保管・持ち出しは次の通りとする。

- 1) 個人情報を紙媒体で取り扱う場合については、施錠できるところに保管することとし、持ち出しは禁止とする
- 2) 個人情報を取り扱う電子機器については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また持ち出す場合はファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(個人情報の安全管理措置等)

第14条 個人情報の漏えいなど(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ぐにPTA会長に報告する。

(その他)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(規定の改正)

第16条 この規定を改正するときは、総会において改正する。

この規定は、平成30年3月12日から施行する。